

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月6日

【四半期会計期間】 第46期第2四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日)

【会社名】 新日本空調株式会社

【英訳名】 Shin Nippon Air Technologies Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 夏井博史

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 03 - 3639 - 2700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 楠田守雄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 03 - 3639 - 2700(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 上田和弘

【縦覧に供する場所】 新日本空調株式会社 関東支店
(千葉県中央区中央一丁目11番1号)

新日本空調株式会社 横浜支店
(横浜市中区住吉町四丁目45番1号)

新日本空調株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)

新日本空調株式会社 大阪支店
(大阪市西区土佐堀二丁目2番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第45期 第2四半期 連結累計期間	第46期 第2四半期 連結累計期間	第45期
会計期間		自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
完成工事高	(百万円)	31,750	32,487	92,034
経常利益又は経常損失()	(百万円)	1,458	481	2,513
四半期純損失() 又は当期純利益	(百万円)	1,178	501	1,339
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	932	692	3,373
純資産額	(百万円)	31,729	34,183	34,034
総資産額	(百万円)	65,271	69,681	85,002
1株当たり四半期純損失金額() 又は1株当たり当期純利益金額	(円)	46.67	19.88	53.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	48.6	49.1	40.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,291	122	1,690
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	383	491	1,133
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,831	864	483
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	4,960	5,513	6,092

回次		第45期 第2四半期 連結会計期間	第46期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	18.15	8.17

(注) 1 完成工事高には、消費税等は含まれておりません。

2 第45期第2四半期連結累計期間および第46期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額を計上しており、また、潜在株式がないため記載しておりません。第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における国内経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、製造業と非製造業の景況感に温度差が拡大するなど、一部停滞の動きも見られます。

建設業界におきましては、首都圏を中心とした大型の再開案件の着工や、東京五輪に向けた建設需要増加の期待感により需給環境は改善しております。一方で、施工人員の不足やエネルギーコストの上昇による資機材のさらなる高騰等、先行きの景況感については懸念材料が残ります。

こうした環境の中で、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、完成工事高324億8千7百万円（前年同四半期比2.3%増）、営業損失6億9千8百万円（前年同四半期 営業損失16億2千3百万円）、経常損失4億8千1百万円（前年同四半期 経常損失14億5千8百万円）、四半期純損失5億1百万円（前年同四半期 四半期純損失11億7千8百万円）となりました。また、受注高につきましては、498億7千8百万円（前年同四半期比5.6%増）となりました。

なお、当社グループの完成工事高は、通常の営業の形態として、工事の完成時期が期末に集中する傾向が強く、一方で、販売費及び一般管理費などの固定費はほぼ恒常的に発生するため、利益は期末に偏るといった季節的変動があります。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間における総資産は、696億8千1百万円となり、前連結会計年度に比べ153億2千1百万円減少しております。主な要因は、受取手形・完成工事未収入金の減少177億3千3百万円と投資有価証券の増加18億2千3百万円であります。

負債は、354億9千7百万円となり、前連結会計年度に比べ154億7千万円減少しております。主な要因は、支払手形・工事未払金の減少147億3百万円であります。

純資産は、341億8千3百万円となり、前連結会計年度に比べ1億4千8百万円増加しております。主な要因は、利益剰余金の減少10億4千4百万円と、その他有価証券評価差額金の増加12億9千5百万円であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少による収入176億8千1百万円、たな卸資産の増加による支出8億7千5百万円、仕入債務の減少による支出146億5千7百万円、未収消費税等の増加による支出8億1千2百万円および法人税等の支払額7億6千2百万円等により、マイナス1億2千2百万円となり、前年同四半期連結累計期間の12億9千1百万円と比較すると14億1千4百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、その他に含まれる長期保険料の満期返戻による収入5億1千2百万円等により、4億9千1百万円となり、前年同四半期連結累計期間のマイナス3億8千3百万円と比較すると8億7千5百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減少額5億円、配当金の支払額3億1千5百万円等により、マイナス8億6千4百万円となり、前年同四半期連結累計期間のマイナス18億3千1百万円と比較すると9億6千6百万円の増加となりました。

これにより当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、55億1千3百万円となり、前年同四半期連結累計期間の49億6千万円と比較すると5億5千2百万円の増加となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、大量買付行為に関する提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社の企業価値の源泉について

当社は、「空気を中核とする熱・水技術の研究と開発に努め、環境創造分野に新たな価値を創り出し、社会的に信頼される技術とサービスを提供する企業の実現を目指す」との基本理念のもと、空気・水・熱に関する高度な技術を駆使し、地球環境に配慮した空気質環境を創造するとともに、株主・顧客・職員をはじめ全てのステークホルダーの人々との信頼関係を大切に、豊かで潤いのある社会資本の形成発展に貢献する会社であることに努めております。

当社は、近代空調のパイオニアである米国キャリア社と三井グループ企業の合併により1930年に設立された「東洋キャリア工業」を前身とし、1969年に設立されました。東洋キャリア工業は満州鉄道特急アジア号での“世界初”全列車空調や、“日本初”の原子炉空調を手掛けており、当社は、その高い技術力と時代をリードするパイオニア精神、「新しいもの」に取り組むチャレンジ精神を受け継ぎ、超高層ビル、大型ホテル、総合病院、ドーム球場、教育文化施設や空港施設、大型地域冷暖房施設、半導体や液晶工場等のクリーンルーム、原子力施設に至るまで、様々な施設に独自の技術力を活かしながら貢献し、空調エンジニアリング会社として研鑽を重ねてまいりました。当社の歴史は日本における空調技術の歴史そのものであり、今後も、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保と向上のため、より一層、技術力を高めてまいります。

当社は、高度な技術力とその担い手となる職員が、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社が業界最先端の企業であり続け、独創的で差別化可能な技術力・開発力を保持し、安全・品質・価格・納期面でお客様に満足していただけるサービスを提供し続けるためには、高度な技術力・開発力と優れた人格を持つ職員が不可欠であります。そのため当社は、長年の経験に裏付けされた当社独自の人材開発システムにより、何事においても当事者意識を持って取り組む職員の育成に努めております。

中期経営計画について

当社グループは、中期3ヵ年経営計画の基本方針を、地球環境を先導すべく、環境ソリューションカンパニーとして、顧客ニーズに的確に応えた「SNK品質」の深化と進化で真価を極めるとし、「究極真価プラン2016」を策定いたしました。その基本課題を 顧客信頼度の究極真価、技術の継承と先進技術の訴求展開、

コーポレートガバナンスの強化と機動力のある組織体制とし、「SNK品質」（営業品質、技術品質、本社品質）の一層の練磨により顧客および社会からの信頼度の向上と生産性アップによる業績発展の両立により一層の企業価値向上に努めております。

コーポレートガバナンスの強化について

当社は、経営環境の急激な変化に対応するため執行役員制度を導入し、経営責任の明確化および業務遂行の迅速化を図っております。また、取締役会は実質的な討議を可能とする人数にとどめ、経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。な

お、取締役会に諮るべき事項および重要な業務執行については、経営会議において協議する経営体制をとっております。

当社は監査役会制度を採用しており、各監査役は監査役会および監査役連絡会などを通して意見交換を行うことにより、監査の実効性向上に努め、公正かつ確に監査を実施しております。また、当社の内部監査を行う内部統制部ならびに会計監査人である有限責任監査法人トーマツとは、定期的に業務連絡会や意見交換を行い、監査の総合的かつ詳細な報告を受けるなど緊密な連携をとり、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、大量買付けに応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行ったりすること等を可能にすることが必要であると考えております。

当社は、上記の理由により、平成25年6月21日開催の第44回定時株主総会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）は、平成19年6月22日開催の第38回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入し、更に平成22年6月24日開催の第41回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得てこれを更新しております。（当該1回目の更新後のプランを以下「旧プラン」といいます。）本プランは、旧プランの有効期間満了に伴い、これを更新したものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの順守を求めるとともに、大量買付者が本プランを順守しない場合、および大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合における対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。

本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による当社株券等に対する大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付けを行う等、大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主の皆様に対して新株予約権を無償で割り当てます。また、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は大幅に希釈化される可能性があります。

独立委員会の設置と同委員会への諮問

対抗措置の発動、不発動等の判断については、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、本プランに定めた対抗措置の発動等に関して、当社取締役会は独立委員会に必ず諮問することとします。独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任するものとし、株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動または不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項については、当社株主の皆様判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

- 4) 本プランの高度な合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針（経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）等の要件を完全に充足していること

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新したこと

株主意思を重視するものであること

独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示

対抗措置に係る合理的な客観的発動要件の設定

取締役会および独立委員会による外部専門家の意見の取得の確保

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.snk.co.jp/ir/boueisaku.html>

(5) 研究開発活動

当社は、企業行動憲章のひとつに「空気を中核とする熱・水技術の研究と開発に努め、環境創造分野に新たな価値を創り出し、社会的に信頼される技術とサービスの提供」を掲げています。

そして、これらの研究開発を具現化するにあたっては、技術開発研究所をはじめとする各事業部門などの全社組織に加え、有力な技術を持つ企業や大学等の社外パートナーと連携を図り、技術融合させながら展開しています。

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、117百万円であります。

(主な研究開発活動)

1) 微粒子可視化技術を核とした「ビジュアルソリューション事業」の深耕

浜松ホトニクス(株)との協業体制のもと、微粒子可視化技術の適用範囲の拡大と技術の深耕に向けた活動を行なっています。「微粒子可視化システム」の基本構成ラインナップに、光源とカメラを一体とし、小型・軽量化を図った光膜式モニタリング方式をラインナップに加えると共に、新たにレーザーファイバに接続した超小型出射ヘッドから、300度までレーザーシートを広げることができる機能を持つ可視化用の新型光源「パラレルアイF」を開発し市場投入中です。

2) 病原性微生物を制御する空調システムの開発

熱交換コイルにコーティングした抗菌材と水が接触することで発生する抗菌作用によって、細菌類の増殖を抑制する新型抗菌空調機と、気化式加湿器の衛生対策として銀イオンにて細菌・真菌等を大幅に減少させる「Ag-ion Master」とを組み合わせ、年間を通じて病原性微生物を制御する空調システムとして医療福祉施設をはじめ、様々な施設に展開しています。

3) 快適性・知的生産性を維持しながら節電する技術開発

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に(株)東芝と共同応募し採択された、オフィスの快適性、知的生産性を維持しながらも節電を図る、省エネルギーで快適な空調制御手法（アクティブスウィング）を実用化しました。

4) 熱源最適化システムの開発

省エネ、省電力およびCO2排出削減に対応する熱源最適制御システム『Energy Quest®(エナジー・クエスト)』を日本橋室町東地区開発地区の室町東三井ビルディング(商業施設名: COREDO 室町)へ導入し、本格的な運用を開始しました。

5) 地中熱利用杭における採熱管の省力化設置工法の開発

地中熱利用に向け、二重らせん状の採熱管を予め既製コンクリート杭内部に設置し、杭挿入時に採熱管を伸長させながら杭施工と同時に採熱管を設置する省力化工法を、ジャパンパイル(株)と共同開発しました。従来方法に比べて採熱特性の向上も見込まれ、平成26年9月から採熱特性の詳細なデータ計測を実施中です。

6) 地中熱・太陽熱・大気熱のハイブリッドシステムの開発

冷涼な気候の積極活用と寒冷地向け暖房システムの構築に向け、地中熱・太陽熱・大気熱の再生可能エネルギーを組み合わせ、ハイブリッドシステムの開発に着手中です。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,252,100
計	84,252,100

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,282,225	25,282,225	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	25,282,225	25,282,225		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日		25,282		5,158		6,887

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
新日本空調協和会	東京都中央区日本橋浜町2-31-1	1,965	7.77
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1-2-1	1,266	5.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,256	4.97
株式会社東芝	東京都港区芝浦1-1-1	1,255	4.96
新日本空調従業員持株会	東京都中央区日本橋浜町2-31-1	1,092	4.32
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	1,000	3.95
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	912	3.60
日本電設工業株式会社	東京都台東区池之端1-2-23	760	3.00
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1-3-1	571	2.26
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町2-1-1	500	1.98
計		10,581	41.85

- (注) 1 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 398千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,179,400	251,794	
単元未満株式	普通株式 62,825		
発行済株式総数	25,282,225		
総株主の議決権		251,794	

- (注) 1 株式会社証券保管振替機構名義の株式が「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に300株(議決権3個)、
 「単元未満株式」欄の普通株式に80株それぞれ含まれております。
 2 当社所有の自己株式が「単元未満株式」欄の普通株式に39株含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 新日本空調株式会社	東京都中央区日本橋 浜町2 - 31 - 1	40,000		40,000	0.1
計		40,000		40,000	0.1

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)および第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	6,295	5,714
受取手形・完成工事未収入金	47,689	29,955
有価証券	100	-
未成工事支出金	695	1,534
その他のたな卸資産	22	55
繰延税金資産	1,242	1,447
その他	1,978	2,482
貸倒引当金	240	153
流動資産合計	57,783	41,036
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物(純額)	2,204	2,150
その他(純額)	832	1,073
有形固定資産合計	3,036	3,224
無形固定資産	306	306
投資その他の資産		
投資有価証券	20,213	22,037
繰延税金資産	61	63
その他	3,921	3,307
貸倒引当金	319	294
投資その他の資産合計	23,876	25,114
固定資産合計	27,219	28,644
資産合計	85,002	69,681

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	37,179	22,476
短期借入金	4,770	4,270
未払法人税等	767	56
未成工事受入金	1,783	1,932
工事損失引当金	884	1,038
独占禁止法関連損失引当金	-	150
引当金	144	107
その他	2,349	1,473
流動負債合計	47,878	31,502
固定負債		
長期借入金	45	15
繰延税金負債	2,323	2,922
退職給付に係る負債	594	921
その他	126	135
固定負債合計	3,089	3,994
負債合計	50,968	35,497
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,158	5,158
資本剰余金	6,887	6,887
利益剰余金	16,585	15,540
自己株式	24	25
株主資本合計	28,606	27,561
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,013	6,309
為替換算調整勘定	360	261
退職給付に係る調整累計額	53	51
その他の包括利益累計額合計	5,427	6,621
純資産合計	34,034	34,183
負債純資産合計	85,002	69,681

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
完成工事高	31,750	32,487
完成工事原価	30,602	30,435
完成工事総利益	1,147	2,052
販売費及び一般管理費	2 2,771	2 2,751
営業損失()	1,623	698
営業外収益		
受取利息	29	34
受取配当金	109	139
為替差益	20	-
その他	18	72
営業外収益合計	178	246
営業外費用		
支払利息	9	17
為替差損	-	2
その他	4	9
営業外費用合計	13	29
経常損失()	1,458	481
特別利益		
投資有価証券売却益	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
固定資産除却損	7	2
投資有価証券評価損	215	-
独占禁止法関連損失引当金繰入額	-	150
特別損失合計	223	152
税金等調整前四半期純損失()	1,681	634
法人税、住民税及び事業税	46	55
法人税等調整額	549	188
法人税等合計	595	243
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,178	501
四半期純損失()	1,178	501

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,178	501
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,918	1,295
為替換算調整勘定	192	99
退職給付に係る調整額	-	2
その他の包括利益合計	2,111	1,193
四半期包括利益	932	692
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	932	692

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	1,681	634
減価償却費	153	156
固定資産除却損	7	2
投資有価証券売却損益(は益)	-	0
投資有価証券評価損益(は益)	215	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	74	112
退職給付引当金の増減額(は減少)	79	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	29
工事損失引当金の増減額(は減少)	239	153
独占禁止法関連損失引当金の増減額(は減少)	-	150
受取利息及び受取配当金	139	173
支払利息	9	17
為替差損益(は益)	2	3
売上債権の増減額(は増加)	18,427	17,681
たな卸資産の増減額(は増加)	1,143	875
仕入債務の増減額(は減少)	15,167	14,657
未成工事受入金の増減額(は減少)	871	158
未収消費税等の増減額(は増加)	301	812
その他	282	546
小計	1,181	481
利息及び配当金の受取額	139	176
利息の支払額	9	17
法人税等の支払額	20	762
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,291	122
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4	0
有形固定資産の取得による支出	32	277
無形固定資産の取得による支出	86	64
投資有価証券の取得による支出	623	1
投資有価証券の売却及び償還による収入	300	276
その他	63	559
投資活動によるキャッシュ・フロー	383	491
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,465	500
長期借入金の返済による支出	30	30
リース債務の返済による支出	20	18
配当金の支払額	315	315
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,831	864
現金及び現金同等物に係る換算差額	92	84
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	830	579
現金及び現金同等物の期首残高	5,790	6,092
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,960	5,513

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が352百万円増加し、利益剰余金が227百万円減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

平成26年3月4日、当社は、北陸新幹線の設備工事の入札に関して、独占禁止法違反の容疑により、公正取引委員会から刑事告発を受け、東京地方検察庁から起訴されておりますが、同年9月29日、当該起訴に関し、同検察庁から罰金1億5千万円の求刑を受けました。

当社は、この求刑が確定した場合の損失に備えるため、当第2四半期連結会計期間において、独占禁止法関連損失引当金1億5千万円を計上しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 完成工事高の季節的変動

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

当社グループの完成工事高は、通常の営業の形態として、第4四半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の各四半期の完成工事高の間に著しい相違があり、各四半期の業績に季節的変動があります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
従業員給料手当	1,220百万円	1,251百万円
退職給付費用	94百万円	92百万円
地代家賃	344百万円	326百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金預金勘定	5,162百万円	5,714百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	201百万円	201百万円
現金及び現金同等物	4,960百万円	5,513百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	315	12.50	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	189	7.50	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	315	12.50	平成26年3月31日	平成26年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	252	10.00	平成26年9月30日	平成26年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

当社グループは設備工事業単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

当社グループは設備工事業単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	46.67円	19.88円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	1,178	501
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	1,178	501
普通株式の期中平均株式数(千株)	25,243	25,242

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額を計上しており、また、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第46期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当については、平成26年11月6日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	252百万円
1株当たり中間配当金	10円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月2日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月6日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城	戸	和	弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	野	博	嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新日本空調株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。